令和8年 富士見町 告示　　第　63　号

富士見森のオフィス個室型オフィス使用促進補助金交付要綱をここに公布する。

令和8年4月10日

富士見町長　　渡　辺　　葉

富士見町告示第63号

富士見森のオフィス個室型オフィス利用促進補助金交付要綱

（目的）

第1条　この要綱は、町内への企業誘致及びテレワークの推進を図るため、富士見森のオフィス個室型オフィス(以下「個室型オフィス」という。)を活用する事業者(個人事業主及び法人をいう。以下同じ。)に対し、富士見森のオフィス個室型オフィス利用促進補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、富士見町補助金交付規則(昭和51年富士見町規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

(1)　富士見森のオフィス　富士見町塚平地籍に存する、大学の施設を借用して、テレワークの推進に資する施設(個室型オフィス及びコワーキングスペースを含む)をいう

(2)　コワーキングスペース　情報通信技術を活用して仕切りを設けないオープンスペースで事務や共同作業等を行う場所をいう

(3)　個室型オフィス　富士見森のオフィス内に設置された、特定の事業者が専有して事務や共同作業等を行う場所をいう

（補助の対象となる経費）

第3条　補助金の対象となる経費は、個室型オフィスの賃料とする。

（補助の対象となる者）

第4条　補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号全ての要件を満たす者でなければならない。

(1)　個人事業主にあっては町内に住所又は主たる事務所等を有し若しくは移転した者、法人にあっては町内に事業所を有し若しくは移転した法人であること。

(2)　個室型オフィスについて、2年以上継続して利用することを前提とした賃貸借契約を締結している者であり、かつ、補助対象期間終了後も引き続き1年以上当該個室型オフィスを継続して利用すること。

(3)　補助対象者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に定める暴力団、指定暴力団又は指定暴力団連合の構成員でないこと。

（補助金の額）

第5条　補助金の交付額は、月額5万円を限度とする。ただし、補助金の交付は、当該契約を締結した日の属する年度内を限度とする。

（補助金の申請）

第6条　補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は個室型オフィスの賃貸借契約を締結した上で、富士見森のオフィス個室型オフィス利用促進補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1)　個人事業主にあってはテレワークに関する事業計画書、法人あっては会社概要及び事業計画書

(2)　個室型オフィスの賃貸借契約書の写し

(3)　個人事業主の場合は開業届の写し、確定申告書の写しその他事業実態を確認できる書類、法人の場合は登記事項証明書

(4)　その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条　前条の申請書の提出があったときは、内容の審査を行い、当該補助金交付の可否を決定し、富士見森のオフィス個室型オフィス利用促進補助金(交付・不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2　町長は、前項の決定をする場合において、申請者に対して必要な条件を付することができる。

（補助金の請求）

第8条　前条により補助金の交付決定を受けた者は、富士見森のオフィス個室型オフィス利用促進補助金交付請求書(様式第3号)により補助金を請求するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第9条　町長は、申請者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の全部又は一部を取り消し、既に補助金を交付した場合は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、第1号に該当する場合において、申請者の責めに帰すことができない事由により当該状態に至ったと町長が認めるときは、この限りでない。

(1)　第4条に規定する要件を満たさなくなったとき。(賃貸借契約の解除、利用の廃止又は補助対象期間終了日の翌日から起算して1年以内に退去若しくは移転した場合を含む。)

(2)　補助金の交付の目的に反して使用したとき。

(3)　虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(4)　その他町長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

2　町長は、前項ただし書に該当する場合において、必要と認めるときは、返還額の全部又は一部を免除することができる。

（補則）

第10条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。